

UPZ内における防護措置の考え方

- 全面緊急事態となった場合、放射性物質の放出前の段階においては、予防的防護措置として、PAZ内における住民の即時避難開始とともに、UPZ内においては住民の屋内退避を開始する。
- 放射性物質の放出に至った場合、放射性プルームが通過している間に屋外で行動するとかえって被ばくのリスクが増加するおそれがあるため、屋内退避を継続する。
- その後、原子力災害対策本部が、緊急時モニタリングの結果に基づき、毎時20 μ Svを超過した時から概ね1日が経過した時の空間放射線量率が毎時20 μ Svを超過している区域を特定。当該区域の住民は原子力災害対策本部の指示により1週間程度内に一時移転を実施する。



UPZ内の防護措置の基本的な流れ



※ 空間放射線量率が毎時500 μ Sv超過 (OIL1) となる区域が特定された場合は当該区域の住民を速やかに避難させる。

55

一時移転等に備えた関係者の対応

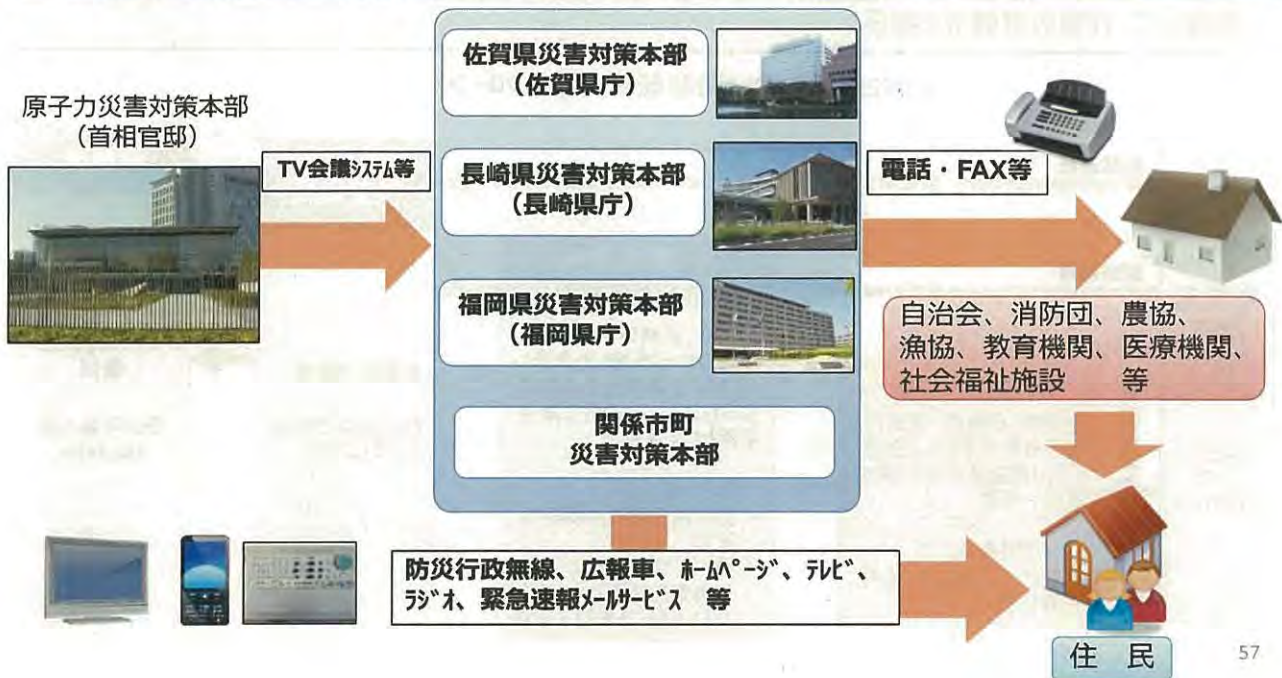
- 佐賀県、唐津市及び伊万里市は、警戒事態で災害警戒本部を設置し、施設敷地緊急事態で災害対策本部に移行。
- 長崎県、福岡県及び関係市町(唐津市及び伊万里市を除く)は、警戒事態で災害警戒本部を設置し、全面緊急事態で災害対策本部に移行。
- 関係市町は、職員配置表に基づき、対象となる各地区に職員を配置。
- 佐賀県、長崎県、福岡県は、住民の一時移転等に備え、バス会社等にバスの派遣準備を要請。
- 佐賀県、長崎県は、住民の一時移転等に備え、船会社に旅客船等の派遣準備を要請。また、糸島市は市営渡船、福岡県は県の所有船の派遣準備を開始。



56

一時移転等を行う際の情報伝達

- 一時移転等の指示は、国の原子力災害対策本部から、佐賀県、長崎県、福岡県及び関係市町に対し、TV会議システム等を用いて伝達。
- 佐賀県、長崎県、福岡県、関係市町、関係機関から、住民、自治会、消防団、農協、漁協、教育機関、医療機関、社会福祉施設等へは、防災行政無線、広報車、緊急速報メールサービス、電話、FAX等のあらゆる情報発信手段を活用して必要な情報を伝達。

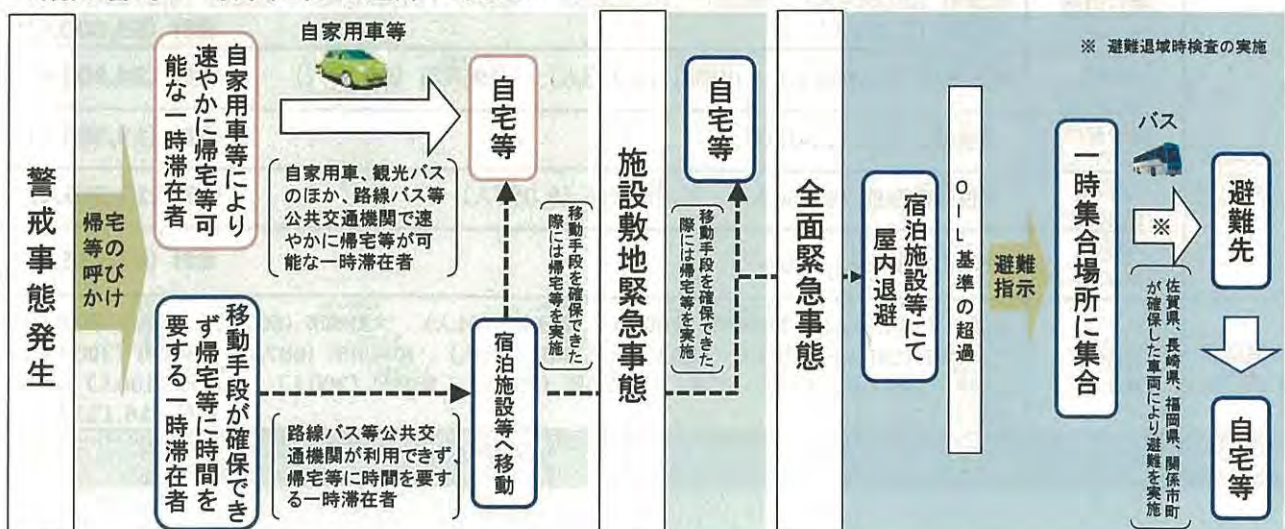


57

UPZ内の観光客等一時滞在者の避難等

- 佐賀県、長崎県、福岡県及び関係市町は観光客等一時滞在者に対し、警戒事態において、帰宅等呼びかける。
- 自家用車等により速やかに帰宅等可能な一時滞在者は、警戒事態の段階で、自家用車等にて帰宅等を開始。
- 路線バス等公共交通機関も利用できない観光客など、帰宅等に時間を要する一時滞在者については、宿泊施設等へ移動。その後、全面緊急事態までに、公共交通機関を利用し帰宅等可能な一時滞在者は、帰宅等を実施。
- 全面緊急事態の段階までに帰宅等が困難な一時滞在者は、宿泊施設等において屋内退避を実施し、その後、OIL基準に基づく一時移転等の指示があった場合には、徒歩等により一時集合場所に集まり、佐賀県、長崎県、福岡県及び関係市町が確保した車両で一時移転等を実施。

＜観光客等一時滞在者の避難の流れ＞



58